

CCUS の技能者登録と 新たな能力評価制度

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 建設キャリアアップシステム推進室

1. はじめに

建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、民間経済を下支えし、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、大変重要な役割を果たしています。

しかしながら、建設業従事者のうち、高齢者の占める割合は依然として高く、長時間労働や他の産業と比して賃金水準の低さなども課題となっています。

建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」という）は、技能者が有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積することによって、若い世代にキャリアパスや処遇の見通しを示すとともに、技能者がその技能と経験に応じた適正な評価と給与の引き上げを目指すものであり、持続的な担い手確保に向けて非常に重要な取り組みです。

また、令和4年9月7日に国土交通大臣と建設業4団体（日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会）の意見交換会において、前回の意見交換会で申し合わせた「概ね3%の賃金上昇の実現を目指して、全ての関係者が可能な取り組みを進める」という点について、官民一体となって取り組んでいくことが再確認されました。

本稿では、建設技能者の処遇改善策として、「業界共通の制度インフラ」であるCCUSの技能者登録と新たな能力評価制度を中心に、最近の取り組みを解説します。

2. CCUSのねらいと現状

建設業は他産業に比べて高齢化が進展し、令和3年平均で60歳以上の建設技能者が約171万人で、実に全体の35%を占めている状況にあり、これまで現場を支えてきた熟練建設技能者がこの数年間で大量に退職することが見込まれます。

建設業が、引き続き優良な社会資本整備の担い手としての機能を担うためには、これまで以上の若年者の入職環境整備が必要となっています。建設業への若者の入職を進めるためには、将来的な処遇やキャリアパスについて、見える形で示す必要があります。

技能者の処遇向上については、従来、さまざまな取り組みが官民で進められてきましたが、技能者は異なる元請けの現場で経験を積むため、一人一人の能力が統一的に評価される市場が存在せず、経験や技能の向上が処遇向上につながりにくいという現状がありました。

この技能者の働き方の特徴を踏まえ、建設業を一人一人の技能者が経験と技能に応じた

育成と処遇が受けられる産業としていくために、個々の事業者が補完し合う形で、技能者の本人情報等の真正性を確認し、業界全体で技能者の就業履歴を蓄積し、処遇の改善や技能の研鑽につなげる「業界共通の制度インフラ」としてCCUSが整備されました（図-1）。

CCUSの登録技能者数は、令和4年11月に100万人の大台を超えました。労働力調査によれば、建設業に従事する技能者数は309万人のため、技能者の3人に1人が利用する水準に至ったこととなります。

11月末時点で技能者登録数は約104万人、事業者登録数が約20万社となっており、官民での普及促進策の結果もあり、着実に普及が進んでいるところです（図-2）。

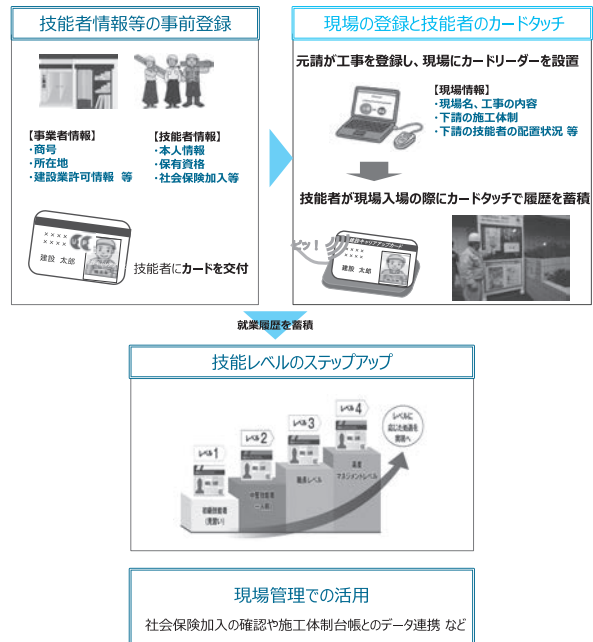


図-1 CCUSの概要

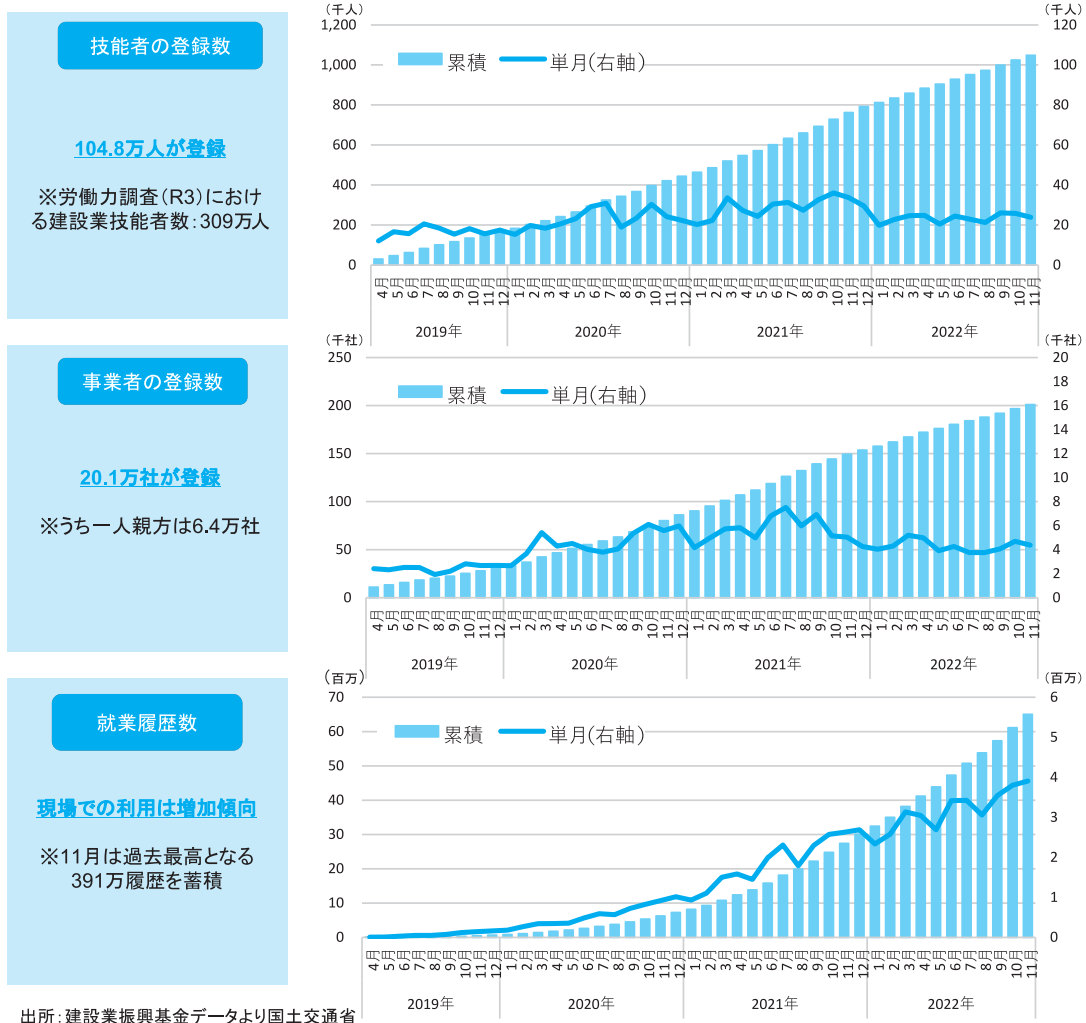


図-2 CCUSの利用状況（令和4年11月末時点）

技能者の登録数

104.8万人が登録

※労働力調査(R3)における建設業技能者数:309万人

事業者の登録数

20.1万社が登録

※うち一人親方は6.4万社

就業履歴数

現場での利用は増加傾向

※11月は過去最高となる391万履歴を蓄積

出所：建設業振興基金データより国土交通省

3. CCUSの普及促進のための取り組み

CCUSの本運用の開始により、技能者は、所属事業者や元請けから一人一人の技能や経験に見合った適正な評価を受け、就業機会の増加や収入へ反映されることが期待される他、一度建設業を離れた技能者が再入職する際などに、自身の技能や就業履歴を簡易に証明することが可能となりました。加えて、社会保険加入状況の証明や建退共（建設業退職金共済事業）掛金充当確認に活用することもできるようになっています。

事業者は、現場の入場管理等を効率化できる他、現場入場する技能者の就業状況、資格、社会保険加入状況が確認可能となることで、法定福利費など勤務実績の証明に活用することも可能となりました。国土交通省では、能力評価制度と連動させる形で、専門工事業者の施工能力の見える化を実現し、技能者の処遇改善や人材投資を行う事業者が適正に評価され、選ばれる環境を整備していきたいと考えています。

CCUSについては、効果的な運用や一層の普及促進が求められている状況であり、さまざまな関係者にご協力をいただきながら、官民一体となってさまざまな取り組みを行っています。そのいくつかについて、具体的に紹介します。

(1) 技能者の処遇の改善に向けた取り組み

① 技能者の能力評価

CCUSに蓄積された技能者の技能と経験に応じた賃金の支払いの実現に向け、技能レベルに応じた能力評価基準が38の分野別に定められています。

技能者の登録に伴い、能力評価の申請についても着実に増加しています。大手ゼネコンでは、このCCUSの能力評価を手当てに反映する企業独自の検討が始まっており、国土交通省は、先進的な取り組みについて水平展開していきたいと考えています。

② 法定福利費の確保に向けた取り組み

本来は固定費であるはずの労務費及び法定福利費について、過当競争により変動費のように扱われてきたことを是正するため、平成24年より標準見積書を活用した法定福利費の内訳明示の取り組みを進めてきました。

また、平成31年から本運用を始めたCCUSの普及・利用促進が進むと、それに伴い建設技能者の能力評価が普及することを見据えて、建設技能者の地位や技能に応じた労務費の見積りと支払いがなされる環境整備を進めることが重要になってきています。

こうした中で、法定福利費は労務費の支払い確保と一体的に推進されるべき性質のものであることから、令和3年12月に下記の三つの要請を行いました。これは、受注者と発注者、受注者の中でも元請けと下請け、発注者の中でも公共発注者と民間発注者のそれぞれに対して行う要請となっており、業界一体となって処遇改善を進めていく取り組みとなっています。

（地方公共団体宛）

入契法に基づく請負代金内訳書への法定福利費の明示、公共工事の発注者による法定福利費の確認、確認後の対応について、総務省と連名で取り組みを要請。

（建設業団体宛）

標準見積書の活用による労務費及び法定福利費の見積りと尊重、加えて建設技能者の地位や技能に応じた労務費の見積りと尊重について、元請団体・下請団体それぞれに取り組みを要請。

（民間発注者団体宛）

労務費及び法定福利費を適切に見込んだ価格での発注への協力要請。

(2) 技能者の労働環境改善と現場管理の効率化

① 建退共の電子化とCCUSの連携

建退共について、令和3年度からCCUS活用型電子申請方式の本格実施を開始しました。この建退共については、従来、一部で被共済者への掛金充当が徹底されない実態が見られるなど、適正

な履行の確保に課題が指摘されてきました。しかし、各工事現場でCCUSが運用され、カードタッチ等によりCCUSに蓄積された就業履歴情報にひも付く形で、掛金を充当できるようになったことで、建退共制度の事務の効率化と適正な履行の確保が期待されます。令和4年8月には、元請けまたは一次下請けが一括して傘下の下請けで働く技能者の就業履歴を作成できる機能が実装され、事務処理の簡便化が図られました。加えて、建退共の履行確認時に、公共発注者がCCUSの現場登録、就業履歴の蓄積状況等の確認を行うこととしており、建退共との連携によりCCUSの現場利用が一層促進されることが期待されます。

② 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

労働者単位の適切な社会保険加入を進める観点から、これまで「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づき、適切な保険加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めない取扱いとしていました。

令和2年10月から、建設業法の改正に併せて同ガイドラインを改定し、現場入場時の社会保険加入状況確認において、CCUSの登録情報を活用することが原則化されています。これは、CCUSは技能者・事業者の登録時に加入証明書類等の確認を行うなど、情報の真正性が厳正に担保されているため、CCUS登録情報を活用することで、現場入場時に保険証や証明書類の写しを提示することを不要としたものです。

③ 技能者の能力評価を手当てに反映する企業独自の取り組みの水平展開

能力評価結果を処遇改善へ直接活かす取り組みとして、CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取り組みが広がりつつあります。令和4年5月に実施したアンケートでは、20社を超える企業で導入または検討が行われており、引き続き、優良事例の水平展開を図っていきます。

④ 労務費調査との連携

さらに、CCUSの普及に伴い、労務費調査において、技能・経験に応じた賃金の実勢を、より具体的に把握することが可能となります。

この実勢も踏まえながら、技能者の技能・経験に応じて適切な賃金への反映がなされるよう、レベル別に賃金目安を示すなど、労務費と能力評価との連携について検討していきます。

(3) 技能者の処遇改善や人材投資を行う事業者が適正に評価され選ばれる環境の整備

① 国直轄での義務化モデル工事实施等，公共工事等での活用

令和3年度より、直轄の一般土木、営繕、港湾・空港のそれぞれについて、原則全てのWTO工事でモデル工事を実施することとしています。

特に、一般土木工事では、本官発注分について、令和4年7月以降の入札公告分より原則CCUSモデル工事として実施することとしています。

また、それ以外の工事についても、地元建設業協会の理解が得られた29都府県（令和4年11月現在）において、直轄Cランク工事でのモデル工事が実施されており、今後も地元のご理解・ご意向を踏まえ、拡大を図りたいと考えています。

また、地方自治体に対しても、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和4年6月1日付）や、ブロック別CCUS連絡会議等において対応を要請するなど働きかけを継続しており、36の道府県と14の政令市等（令和4年11月現在）においてインセンティブ措置が導入されるなど、公共工事における取り組みは確実に進展しているところです。

② 経営事項審査での加点評価

さらに、技能者等の適正な評価をするためには、技能者が就労する現場の元請事業者が就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であることから、経営事項審査においてCCUSの活用状況を加対象とすることとしました。

具体的には、令和5年8月14日以降を審査基準日とする経営事項審査において、

- ・審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合 15点
- ・審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合 10点

をW点として加点することになっています。

③ 監理技術者の現場兼任要件の検討

また、国土交通省では、直面している担い手不足の現状、生産性向上のニーズに対応するため、監理技術者等の専任制度について見直しを進めています。

その中で、比較的小規模で適正な施工体制を確保しやすい工事において、CCUS等による施工体制の把握等ICTを活用することで、兼任を認めることができないかを検討しているところです。

④ 専門工事企業の施工能力等の見える化

建設技能者を雇用し、育成している専門工事企業が適正に評価され、単なる価格競争ではなく、選ばれる環境を整備することで、受注機会の確保や建設技能者の処遇改善や人材への投資を促進していく仕組みの構築を目指しています。

現在、9職種12団体が見える化評価基準を策定しており、評価実施団体において、評価実施・公表を行っていくこととなり、評価結果については評価実施団体とも連携し、国土交通省ホームページにおいても公表していく予定です。

(4) さらなる利便性・生産性向上

CCUSそのものの利便性向上や使用する事業者の生産性向上を図るための取り組みも進めています。たとえば、令和3年度の補正予算で、公共発注者がCCUSを活用し、週休2日の確認など働き方改革に活用できるシステム改修を実施しました。

また、令和4年度の補正予算では、安価なカードリーダーを利用可能とするためのシステム改修や、施工体制台帳等の法定帳票作成機能の改善を盛り込んだところです。

今後も、利用者の意見に耳を傾けながら、改良に向けた取り組みを進めていきます。

4. おわりに

かつて「3K（きつい、汚い、危険）」と呼ばれた建設業も、新・担い手3法をはじめとする枠組みの整備や業界団体等のさまざまな関係者の努力により、労働時間や賃金の改善など、その労働環境は徐々に改善されてきています。

こうした取り組みをさらに進め、建設業が「新3K（給与がよく、休暇がとれ、希望が持てる）」のさらに魅力ある業界へと変わるための重要な取り組みとして、CCUSの普及拡大と各施策におけるCCUS活用に、引き続き取り組んでいきます。